

新潟市総合計画2030有識者会議開催要綱

令和2年4月1日制定

令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 新潟市総合計画2030（以下「総合計画」という。）を効果的に推進するにあたり、次に掲げることについて、多様な主体から幅広く意見を聴取し、各々の分野における課題を共有するほか、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市総合計画2030有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(1) 総合計画の推進に関する事項

(2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10号第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事項

(3) SDGsの推進に関する事項

(4) そのほか、会議が必要と認めること

(委員構成)

第2条 会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業等の多様な主体から構成する。ただし、市長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

(部会)

第6条 会議は、その所掌事務に係る特定の事項について、部会を置く。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、会議の進行を行う。

4 部会長代理は、部会長が欠席の場合にその職務を代理する。

(委員の代理)

第7条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その

代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、政策企画部政策調整課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（新潟市まち・ひと・しごと創生アドバイザー設置要綱の廃止）

2 新潟市まち・ひと・しごと創生アドバイザー設置要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。